

防地協（事）第128号
30 . 3 . 30

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

補助金等の交付の決定をする場合に付する条件について（通達）

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）第4条第2項の規定により、地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）が補助金等の交付の決定をする場合に付する条件について、別に定めるもののほか別紙のとおり定められ、平成30年度以降の予算に係る補助について適用し、平成29年度までの予算に係る補助（平成30年度以降に繰越しされたものについては除く。）については、なお従前の例によることとされたので通達する。

なお、補助金等の交付決定に際し付すべき条件について（施本第1449号(CF P)。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

地方防衛局長が補助金等の交付の決定をする場合に付する条件は、次に定めるところによるものとし、その他必要と認める事項について適宜追加することができる。ただし、補助事業者等又は間接補助事業者等が地方公共団体以外の者である場合において、第1項第4号の規定中「契約は」とあるのは「契約は、国の契約に準じて行うものとし」と、第2項第1号ウの規定中「契約は」とあるのは「契約は、地方公共団体の行う契約に準じて行うものとし」とそれぞれ読み替えるものとし、継続使用しようとする備品等がない場合において、第1項第6号の規定中「及び次号の備品等」及び同項第7号の規定は、適用しないものとする。

1 直接補助の場合

- (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に定める財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具のうち、単位数量当たりの取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものは、地方防衛局長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 補助事業等の遂行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、国はその責めを負わない。
- (4) 補助事業等を遂行するための契約は、 契約によるものとする。
- (5) 補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
- (6) 補助事業等を実施するため取得した機械、器具、仮設物その他の物件（以下「備品等」という。）及び次号の備品等については、補助事業等の完了に際し、その取得価格を基礎とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を考慮した額により精算しなければならない。ただし、当該備品等を防衛省の所掌に属する補助金等を受ける他の補助事業等に使用することを地方防衛局長が承認したときは、当該他の補助事業等の完了のとき精算するものとする。
- (7) 平成 年度 事業により取得した別添 に記載の備品等は、本補助事業等に継続使用することとする。

- (8) 補助事業者等は、補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官（以下単に「官署支出官」という。）に提出するものとする。

2 間接補助の場合

- (1) 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した適正化法第22条に定める財産については、間接補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

イ 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具のうち、単位数量当たりの取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものは、補助事業者等の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

ウ 間接補助事業等を遂行するための契約は、契約によるものとする。

エ 間接補助事業者等は補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、平成 年 月 日までに完了しなければならない。

オ 間接補助事業等を実施するために取得した機械、器具、仮設物その他の物件については、間接補助事業等の完了に際し、その取得価格を基礎とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令等を考慮した額により精算しなければならない。

カ 間接補助事業者等は、間接補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を補助事業者等に提出するものとする。

- (2) 補助事業者等は、前号イによる間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具の処分を承認したときは、遅滞なく地方防衛局長に報告しなければならない。

- (3) 補助事業者等は、第1号カによる概算払請求書の提出を受けたときは、遅滞なく官署支出官に送付するものとする。